

自然科学研究機構分子科学研究所分子科学若手育成基金取扱規則

平成20年7月25日

分研規則第2号

(趣旨)

第1条 分子科学研究所（以下「研究所」という。）で研鑽を積む大学院学生を含む若手研究者を支援し、もって優秀な人材の確保を促進する。

(基金)

第2条 前条の支援を行うため、研究所に分子科学若手育成基金（以下「基金」という。）を置く。

2 基金の取扱いについては、大学共同利用機関法人自然科学研究機構寄附金取扱規程（平成16年自規程第45号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(事業)

第3条 基金は、次の各号に定める事業の経費に充てるものとする。

- 一 研究所で学ぶ大学院在学中の学生の経済的支援
- 二 博士研究員の経済的支援
- 三 その他寄附目的の範囲で所長が特に必要と認める事業

(運営費)

第4条 基金の運営は、基金宛寄附をもって充てる。

(運営委員会)

第5条 研究所に「分子科学若手育成基金運営委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 寄附に関する予算・決算に関すること
- 二 基金の事業計画に関すること
- 三 基金の事業実施に関すること
- 四 その他基金に関すること

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 所長
- 二 研究総主幹
- 三 研究主幹
- 四 総務課長
- 五 国際研究協力課長
- 六 財務課長
- 七 その他所長が必要と認めた者

4 委員会に委員長を置き、所長が指名する。

5 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

7 委員会の庶務は、岡崎統合事務センター国際研究協力課において行う。

(事業年度)

第6条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

この規則は、平成20年7月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。